

知多市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公有財産、物品、印刷物その他の市の保有する資産及び市が行政目的に利用するもの（以下「市有資産等」という。）について、民間企業等の広告（以下「広告」という。）を掲載する媒体として活用することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次に掲げる市有資産等のうち広告の掲載が可能なものをいう。

- (1) 市の作成する印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告の媒体として活用できる市有資産等

(掲載の基準)

第3条 掲載ができる広告は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 本市の社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない信用度の高いものであること。
 - (2) 屋外広告については、愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号）を遵守し、その内容及びデザインについては、当該広告を掲載する地域の特性に配慮するとともに、美観風致を損なわないものであること。
- 2 次に掲げるものは、広告の掲載をすることができない。
- (1) 法令等に違反するもの又は抵触するおそれのあるもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に係るもの
 - (3) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準ずる業界規制に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
 - (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に係るもの

- (5) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 人権侵害、名誉毀損若しくは差別的表現となるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 政治性のあるもの
- (9) 宗教性のあるもの
- (10) たばこに関するもの
- (11) 個人、団体等についての主義又は主張に当たるもの
- (12) 個人の名刺広告又はその疑いのあるもの
- (13) 虚偽があるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (14) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (15) 当該広告の内容について本市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (16) 前各号に掲げるもののほか、広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

3 次に掲げる者は、広告主としないことができる。広告の掲載中に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反している者
- (2) 本市から指名停止又は指名見合せ措置を受けている者
- (3) 知多市暴力団排除条例（平成23年条例第16号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員及びこれらと密接な関係を有すると認められるもの
- (4) 市税を滞納している者

（委員会の設置）

第4条 広告主、広告内容等について疑義が生じた場合に、その審査をするため、知多市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長は、企画部長をもって充て、委員は、総務部財政課長、企画部企画情報課長、企画部秘書広報課長、環境経済部商工振興課長及び福祉子ども部子ども若者支援課長をもって充てる。

- 3 委員長に事故があるときは、企画部企画情報課長がその職務を代行する。
- 4 委員会の庶務は、企画部企画情報課において処理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ、関係職員を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 5 委員長は、委員会の会議を開催するに当たり、急を要する場合は、回議により審査を行うことができる。

(広告主の責任等)

第6条 広告に関する法的責任、倫理的責任等一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主は、広告の掲載期間が終了したときは、市の指示に従い広告を撤去するとともに広告媒体を現状に復するものとする。
- 3 版下原稿及び広告の作成並びに広告の取付け及び撤去に要する経費は、広告主の負担とする。
- 4 広告主は、広告の不適切な管理により、市及び第三者に損害を及ぼすことがないようにしなければならない。
- 5 広告主は、広告の掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。
- 6 広告が破損等した場合において、その修復に要する経費は、広告主の負担とする。ただし、市の責めによる場合は、この限りでない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。